

# 令和6年度事業計画書

I. 法人名称 学校法人弘前厚生学院

II. 事業目的 すべての国民の健康と社会福祉のために貢献し得る人材を養成する。

※令和7年3月末をもって弘前厚生学院を閉校し、学校法人弘前厚生学院は解散する予定となっており、これに係る事務手続きを行うものとする。

III. 教育活動による事業

1. 弘前厚生学院の設置運営（保育士養成専修学校）

※こども学科2学年は小田原短期大学通信教育部と併修（幼稚園教諭二種免許取得）

2. 基本方針

関連する法令に従い、「愛と奉仕」の建学の精神に基づき、保育及び幼児教育、介護福祉に関する専門的な知識と技術を修得し、社会に貢献し得る有能な人材を育成するために教育内容の充実を図り、学生募集を推進する。

3. 在学生の状況

【単位：人】

		備 考
こども学科（1学年募集停止、2学年定員25）		
受 験 生		
第 1 学 年	募集停止	
計		
第 2 学 年 再就職訓練生2年	16（うち男子3） 4（うち男子0）	
計	20（うち男子3）	
こども学科計	20（うち男子3）	
介護福祉科（募集停止、閉科）		
厚生学院から進学	募集停止	
他校等から進学		
介護福祉科計	令和5年度で閉科	
合 計	20（うち男子3）	

4. 離職等再就職訓練事業（訓練科名 保育士養成科）  
在籍訓練生 2年生4人
5. 私学振興対策経常費補助金
6. 高等教育の教育費負担軽減新制度の機関認定
7. 施設、設備等の整備  
本校舎及び実習棟の解体、撤去
8. 設備、機器、教材等の整備  
段階的に売却又は廃棄
9. 研修会及び研究活動等  
実施しない
10. 広報活動
  - (1) 閉校等に関する各種情報公開
  - (2) 閉校に向けたイベント
    - 第1回目 10月13日（日）
    - 第2回目 12月29日（日） 計2回卒業生向けのオープンキャンパスを開催

11. 弘前厚生学院の年間行事等

	こども学科	介護福祉科（閉科）
4月	2学年保護者等説明会 入学式 オリエンテーション 健康診断 小田原短期大学スクーリング	
5月	交流授業 献血 幼稚園実習（2学年） 小田原短期大学スクーリング 避難訓練	
6月	実習事後指導 保育施設実習（2学年）	
7月	保育実習（2学年） 実習事後指導	
8月	夏季休業 実習事後指導	
9月	実習事後指導 小田原短期大学スクーリング 救命救急講習	
10月	小田原短期大学スクーリング 卒業生向けの学校見学会	
11月		
12月	避難訓練 後期試験（2学年） 冬季休業 卒業生向けの学校見学会	
1月	冬季休業	
2月	卒業判定会議 卒業公演「Thanks Nursery Stage」	
3月	卒業証書授与式 弘前厚生学院を閉校	

## IV. 教育活動外の事業 国重要文化財建造物旧弘前偕行社（記念館）の運営管理

### 1. 公開活用

重要文化財旧弘前偕行社（建物）を遑止園（庭園）を気軽に訪れ親しめる存在にする。

公開については、遑止園も含む外観と内観の公開を基本とする。特に、近代の建築や歴史的な景観を構成していることから、現在の場所にて誰もがいつでも来館することができるようにする。また、公開について建築当初の経緯やその内容を容易に知ることができるような表示や解説資料などの充実に努める。

一方、外観だけの公開にとどまらず、建物の内部も併せて公開する。ただし、弘前厚生学院の教育運営に支障がないよう所有者のプライバシー保護や建築意匠の性格の保持や管理について調整を図る。

### 2. 機能や用途の維持

旧弘前偕行社（記念館）の弘前厚生学院の校舎としての機能や用途を存続し、加えて観光客や一般市民の方による講演会、演奏会、展示会、結婚式や交流会などの多様なニーズに積極的に貸し出しを行うものとする。

特に、保存修理事業で復原した建設当時の機能や用途を保持するために創意工夫し、文化財としての価値を損ねないよう努める。

### 3. 保存と活用の両立

文化財に新しい機能や用途を加えて活用する場合はもちろん、本来の機能や用途を維持するため、また文化財保護の要である保存と活用の両立を目指す。

また、細部において価値の力点があるとみなされるものは、装飾的部材や特殊な技法・仕様を損傷しないよう配慮する。

### 4. 運営課題

- ①庭園の維持管理の、庭木の手入れ、草刈り等の作業量が莫大となっている。
- ②敷地内外周の雑木が近隣住民に悪影響を及ぼしている。
- ③新型コロナウイルス感染の影響により、見学者や催事の件数が少なく稼働率が低い。
- ④高圧電力の使用料が当初見込みを上回っている。※気象環境の変化による。
- ⑤予期せぬ小修理や維持管理に経費を要する。
- ⑥駐車場を舗装していないため、雨や雪の時に入館者の靴の土砂が付着することで汚れる。
- ⑦敷地内の夜間における防犯対策が不十分である。

### 5. 指定文化財管理事業

国指定文化財の維持管理の促進を図るため、維持管理を行う所有者に対し補助金を交付し指定文化財の適切な管理を行うことを目的とした事業である。

- (1) 消防設備等の点検業務
- (2) 除雪業務

## V. 事業 収益事業（収益事業会計）

### 1. 事業の概要

本来の事業に支障のない範囲において法人で所有する資産（土地、建物）及び教育的機能を活用して収益事業を行うものとする。

### 2. 事業内容等

- (1) 有料による駐車場の貸し出し
- (2) 有料による敷地や校舎教室等の貸し出し
- (3) 有料による旧弘前偕行社（記念館）の見学者の受け入れ
- (4) 有料による旧弘前偕行社（記念館）の催事等への貸し出し
- (5) その他（自動販売機の設置等）